

障害者支援施設
就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金（第二次補正予算分）」
に関連する要望調査について

平素より、県の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、政府にて新型コロナウイルス感染症に伴う追加経済対策を盛り込んだ2020年度第2次補正予算案が閣議決定されたことに伴い、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（第二次補正予算分）（案）」が示されたところです。

ついては、下記事業に関する要望調査を行いますので、期限が非常に短く大変申し訳ございませんが、要望がある場合は下記担当あて、令和2年6月2日（火）午後5時までに別紙「補助要望回答様式」をメールにて送付いただきますようお願いします

なお、当該要望調査の結果に基づき、今後当課として予算要求の必要性等を検討してまいります。そのため、現時点では県予算が確定しておりませんので、ご注意願います。

記

1 要望調査事業

国から詳細の事業内容が示されておらず、今後、事業内容に変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

(1) 障害支援施設等の多機能型簡易居室設置事業について

- 事業名：障害支援施設等の多機能型簡易居室設置事業（仮）
- 内容：新型コロナウイルス感染症防止の観点から、入所者が感染した場合に隔離・衛生用品を保管等するためのプレハブの整備に必要な費用について補助する。
- 対象施設：障害児者入所施設
- 対象経費：多機能型簡易居室及び設置に要する工事費
- 事業費：国補助率 10/10
ただし、上限額が設定される可能性があります。

(2) 生産活動活性化支援事業

○事業名：生産活動活性化支援事業

○内容：

直近の生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所（A型・B型）に対し、次の費用などについて支援を行う。

○対象経費：

＜対象として想定される生産活動の再起に要する費用などの主な例＞

※他の経営支援施策を受けている場合は除く

- ・生産活動収入の減収下においても生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- ・生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ・通信販売、宅配、ホームページ製作等新たな販路拡大等に要する費用
- ・新たな生産活動への転換等に要する費用
- ・在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

○対象施設：就労継続支援事業所（A型・B型）

○補助率：国補助率 10/10（1事業所当たり最大50万円）

2 回答方法

○回答方法：別紙「補助要望回答様式」を提出

○回答期限：令和2年6月2日（火）午後5時まで

○提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp

- ・事業を要望しない場合は回答不要です。
- ・要望を検討するものの、上記提出期限に間に合わない場合は、下記担当まで電話にて相談ください。

(1) 担当者（障害支援施設等の多機能型簡易居室設置事業）			
所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係		
係長	藤田	担当	藤田
電話	058-272-8314（直通）		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

(2) 担当者（生産活動活性化支援事業）			
所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係		
係長	丸山	担当	丸山
電話	058-272-8309（直通）		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		